

証券コード 4628

平成28年6月8日

株 主 各 位

大阪府茨木市南清水町4番5号

(本社事務所 大阪府茨木市中穂積3丁目5番25号)

エスケー化研株式会社

代表取締役社長 藤 井 實

第60期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の熊本を中心とする大地震により被災されました皆様方に心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第60期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府茨木市中穂積3丁目5番25号 当社本社会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第60期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第60期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役7名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件
 - 第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
 - 第5号議案 当社株券等の大量買付行為への対応策の導入の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.sk-kaken.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日本銀行による継続的な金融緩和策等により、種々の経済発展に期待がありましたが、年間を通じての大きな効果には至っていない状況です。

一方、中国をはじめとするアジア新興国経済の減速による生産・輸出の伸びの鈍化や、原油相場の低落、海外経済の不確実性の高まりや、金融資本市場の変動による影響等のリスクも存在しており、景気の先行きについては非常に厳しい状況になりつつあります。

建築塗料業界におきましては、公共投資の減少や、前年度からの消費減少傾向も続いておりましたが、耐震改修促進法による公共・民間建物の改修需要、首都圏を中心とした大規模再開発が予想されておりました。一方、建築現場の慢性的な労務者不足による工事の遅れ、需給バランスの崩れ、人件費の高騰等、厳しい市場環境が続いております。

このような状況下、当社グループは、引き続き、新築市場だけでなく膨大な住宅ストックを抱えるリニューアル市場において、当社の技術革新による製品、超耐久・超低汚染塗料、環境問題に対応した省エネタイプの遮熱塗料等の各種機能性塗料、オリジナルの高意匠性塗材や耐火被覆・断熱材等の拡販に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績といたしましては、売上高は、926億200万円（前期比2.2%増）となりました。利益面におきましては、人員の増強に伴う人件費の増加等により、営業利益は、119億390万円（同3.0%増）、経常利益は、108億200万円（同23.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、71億410万円（同23.1%減）となりました。

事業区分別の売上高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

| 区 分      | 第 59 期<br>(平成27年3月期) |       | 第 60 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成28年3月期) |       | 前連結会計年度比 |      |
|----------|----------------------|-------|-----------------------------------|-------|----------|------|
|          | 金 額                  | 構成比   | 金 額                               | 構成比   | 金 額      | 増減率  |
| 建築仕上塗材事業 | 82,772               | 91.3% | 84,827                            | 91.6% | 2,055    | 2.5% |
| 耐火断熱材事業  | 5,418                | 6.0   | 5,554                             | 6.0   | 135      | 2.5  |
| その他の事業   | 2,459                | 2.7   | 2,238                             | 2.4   | △221     | △9.0 |
| 合 計      | 90,650               | 100.0 | 92,620                            | 100.0 | 1,969    | 2.2  |

### (2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は4億22百万円であります。

その主なものは、建築仕上塗材事業における生産設備の増強並びに維持補修によるものであります。

所要資金は全額自己資金をもって充当しました。

### (3) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                      | 第 57 期<br>平成25年3月期 | 第 58 期<br>平成26年3月期 | 第 59 期<br>平成27年3月期 | 第 60 期<br>(当連結会計年度)<br>平成28年3月期 |
|--------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(百万円)               | 82,872             | 94,890             | 90,650             | 92,620                          |
| 経 常 利 益(百万円)             | 12,246             | 14,499             | 14,171             | 10,820                          |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益(百万円) | 7,620              | 9,115              | 9,292              | 7,141                           |
| 1株当たり当期純利益(円)            | 539.92             | 654.12             | 674.87             | 524.73                          |
| 総 資 産(百万円)               | 88,975             | 101,077            | 106,907            | 110,737                         |
| 純 資 産(百万円)               | 68,622             | 77,247             | 86,368             | 89,630                          |
| 1株当たり純資産額(円)             | 4,864.44           | 5,595.96           | 6,305.94           | 6,633.31                        |

(注) 1株当たり当期純利益は、発行済株式総数から自己株式数を控除した期中平均株式数に基づいて算出しております。

#### (4) 重要な子会社の状況

| 会社名                             | 資本金           | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容              |
|---------------------------------|---------------|----------|----------------------|
| SKK(S)PTE. LTD.                 | 6,000千S\$     | 100.0%   | 建築仕上塗材事業<br>・その他の事業  |
| SK KAKEN(M)SDN. BHD. (注)2       | 1,000千M\$     | 100.0    | 建築仕上塗材事業<br>・その他の事業  |
| SKK CHEMICAL(M)SDN. BHD.        | 28,000千M\$    | 100.0    | 建築仕上塗材事業             |
| SK COATINGS SDN. BHD.           | 150千M\$       | 100.0    | 建築仕上塗材事業             |
| SKK(H'K)CO., LTD.               | 22,130千HK\$   | 100.0    | 建築仕上塗材事業             |
| SIKOKUKAKEN(SHANGHAI)CO., LTD.  | 10,000千US\$   | 100.0    | 建築仕上塗材事業<br>・耐火断熱材事業 |
| SK KAKEN(THAILAND)CO., LTD.     | 27,000千BAHT   | 100.0    | 建築仕上塗材事業             |
| SKK KAKEN(KOREA)CO., LTD.       | 2,170,000千KRW | 100.0    | 建築仕上塗材事業             |
| H. K. SHIKOKU CO., LTD.         | 90,225千HK\$   | 100.0    | 建築仕上塗材事業             |
| SIKOKUKAKEN(LANGFANG)CO., LTD.  | 12,500千US\$   | 100.0    | 建築仕上塗材事業             |
| SKK CHEMICAL(THAILAND)CO., LTD. | 250,000千BAHT  | 100.0    | 建築仕上塗材事業             |
| SKK VIETNAM CO., LTD.           | 500千US\$      | 100.0    | 建築仕上塗材事業             |
| PT SKK KAKEN INDONESIA          | 10,000千US\$   | 100.0    | 建築仕上塗材事業             |

(注) 1. 当社の議決権比率には間接所有割合を含んでおります。

2. SK KAKEN(M)SDN. BHD. は、平成28年1月に増資を行い、資本金が増加しております。

#### (5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、為替や金利、原油価格の動向等、経済環境が不安定となっており、また、中国をはじめとする新興国経済の減速懸念等の影響から、依然として先行きは不透明な状況が続くと思われま

す。一方、建築塗料業界におきましては、労務者不足に起因した労務単価の高騰や工事の遅れが予測される等厳しい経営環境で推移するものと考えられます。

このような状況下、当社グループといたしましては、「省エネ」「快適」「健康」「安全」「安心」の五つのテーマの需要開発に努めると共に、「多くの顧客に利益と喜びを与え、社会に貢献することを最大の使命」とする経営理念や社是・社訓を活かした事業活動を進めております。そして、コーポレートガバナンス体制を重視した社内組織体制の一層の充実を図り、より一段と国内外の新市場の開発に尽力し、持続可能な新技術革新、新製品の開発を通じて会社業績向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容 (平成28年 3月31日現在)

建築仕上塗材事業……有機無機水系塗材、合成樹脂塗料、無機質系塗材、  
無機質建材の製造販売及び特殊仕上工事の請負

耐火断熱材事業……断熱材、耐火被覆材、耐火塗料の製造販売及び耐  
火断熱工事の請負

その他の事業……各種化成品、洗浄剤等の製造販売

(7) 主要な営業所及び工場 (平成28年 3月31日現在)

① 当社

|             |                                                                                                                                                              |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本 社         | 大阪府茨木市                                                                                                                                                       |
| 支 社         | 東京 (東京都新宿区)                                                                                                                                                  |
| 支 店         | 大阪 (大阪府茨木市)、東京 (東京都新宿区)、福岡 (福岡市東区)、<br>名古屋 (名古屋市西区)、札幌 (札幌市東区)、仙台 (仙台市宮城野区)、<br>千葉 (千葉市稲毛区)、埼玉 (さいたま市見沼区)、横浜 (横浜市戸塚区)、<br>広島 (広島市西区)、神戸 (神戸市兵庫区)、京都 (京都市伏見区) |
| 工 場         | 大阪 (大阪府茨木市)、神奈川 (神奈川県座間市)、九州 (福岡県嘉穂郡桂<br>川町)、大和 (茨城県常総市)、名古屋 (愛知県半田市)、兵庫 (兵庫県<br>加東市)、埼玉 (埼玉県加須市)                                                            |
| 研 究 所       | 第一技術研究所 (大阪府茨木市)、第二技術研究所 (大阪府茨木市)                                                                                                                            |
| 研 修 セ ン タ ー | S K K グローバルセンター (大阪府茨木市)                                                                                                                                     |

② 子会社

|                                   |        |
|-----------------------------------|--------|
| SKK (S) PTE. LTD.                 | シンガポール |
| SK KAKEN (M) SDN. BHD.            | マレーシア  |
| SKK CHEMICAL (M) SDN. BHD.        | マレーシア  |
| SK COATINGS SDN. BHD.             | マレーシア  |
| SKK (H' K) CO., LTD.              | 香港     |
| SIKOKUKAKEN (SHANGHAI) CO., LTD.  | 中国 上海  |
| SK KAKEN (THAILAND) CO., LTD.     | タイ     |
| SKK KAKEN (KOREA) CO., LTD.       | 韓国     |
| H. K. SHIKOKU CO., LTD.           | 香港     |
| SIKOKUKAKEN (LANGFANG) CO., LTD.  | 中国 廊坊  |
| SKK CHEMICAL (THAILAND) CO., LTD. | タイ     |
| SKK VIETNAM CO., LTD.             | ベトナム   |
| PT SKK KAKEN INDONESIA            | インドネシア |

(8) 使用人の状況 (平成28年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数   | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|-------------|
| 2,176名 | 46名増        |

(注) 使用人数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数   | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|-----------|-------|--------|
| 1,290名 | 27名増      | 40.6歳 | 11.8年  |

(注) 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数は含まれておりません。

(9) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

| 借入先           | 借入額      |
|---------------|----------|
| 株式会社りそな銀行     | 1,000百万円 |
| 株式会社近畿大阪銀行    | 1,000    |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 1,000    |
| 日本生命保険相互会社    | 30       |

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数   | 48,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 15,673,885株 |
| ③ 株主数        | 361名        |
| ④ 大株主（上位10名） |             |

| 株主名                                                                 | 持株数（千株） | 持株比率（％） |
|---------------------------------------------------------------------|---------|---------|
| 四国興産有限公司                                                            | 4,151   | 30.7    |
| ステートストリートバンク<br>アンドトラストカンパニー                                        | 1,272   | 9.4     |
| ジェーピーモルガン<br>チェースバンク 3 8 0 6 8 4                                    | 745     | 5.5     |
| 株式会社近畿大阪銀行                                                          | 555     | 4.1     |
| 藤井 實                                                                | 469     | 3.4     |
| 藤井 実 広                                                              | 469     | 3.4     |
| 藤井 訓 広                                                              | 469     | 3.4     |
| エスケー化研共栄会                                                           | 458     | 3.3     |
| 日本生命保険相互会社                                                          | 413     | 3.0     |
| ビービーエイチフォーフィデリティ<br>ロープライズドストックファンド<br>（プリンシパルオールセクター<br>サブポートフォリオ） | 351     | 2.5     |

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,161,715株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 藤井 實  | SK KAKEN (THAILAND) CO., LTD. 代表取締役<br>SKK KAKEN (KOREA) CO., LTD. 代表取締役<br>SKK CHEMICAL (THAILAND) CO., LTD. 代表取締役<br>SKK VIETNAM CO., LTD. 代表取締役<br>特定非営利活動法人大阪シニア創造学院理事<br>専務<br>SIKOKUKAKEN (SHANGHAI) CO., LTD. 取締役<br>H. K. SHIKOKU CO., LTD. 取締役<br>SIKOKUKAKEN (LANGFANG) CO., LTD. 取締役<br>PT SKK KAKEN INDONESIA 取締役                                     |
| 専務取締役    | 坂本 雅英 | 技術・生産担当<br>SKK CHEMICAL (THAILAND) CO., LTD. 取締役<br>SIKOKUKAKEN (LANGFANG) CO., LTD. 監査役                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 常務取締役    | 藤井 実広 | 事業本部長<br>SKK (S) PTE. LTD. 代表取締役<br>SKK (H'K) CO., LTD. 代表取締役<br>SK KAKEN (M) SDN. BHD. 代表取締役<br>SKK CHEMICAL (M) SDN. BHD. 代表取締役<br>SK COATINGS SDN. BHD. 代表取締役<br>H. K. SHIKOKU CO., LTD. 代表取締役<br>SIKOKUKAKEN (SHANGHAI) CO., LTD. 代表取締役<br>SIKOKUKAKEN (LANGFANG) CO., LTD. 代表取締役<br>SKK KAKEN (KOREA) CO., LTD. 取締役<br>SKK CHEMICAL (THAILAND) CO., LTD. 取締役 |
| 取締役      | 藤井 訓広 | 営業統括管理部長兼総務・人事部長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 取締役      | 福岡 透  | 東京支社長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 取締役      | 伊藤 義之 | 購買部長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 取締役      | 長澤 啓三 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 常勤監査役    | 森山 剛正 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 監査役      | 東浦 信光 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 監査役      | 本竜 坦道 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

- (注) 1. 取締役長澤啓三氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役東浦信光氏及び監査役本竜坦道氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、取締役長澤啓三氏及び監査役本竜坦道氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 氏名   | 退任日        | 退任理由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況 |
|------|------------|------|---------------------|
| 長澤啓三 | 平成27年6月29日 | 辞任   | 常勤監査役               |

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分           | 員数        | 報酬等の総額        |
|--------------|-----------|---------------|
| 取締役(うち社外取締役) | 7名<br>(1) | 221百万円<br>(4) |
| 監査役(うち社外監査役) | 4<br>(3)  | 6<br>(3)      |
| 合計           | 11        | 228           |

- (注) 1. 平成27年6月29日開催の第59期定時株主総会終結の時をもって監査役を退任し取締役に就任した長澤啓三氏については、取締役在任期間分は取締役(社外取締役含む)に、監査役在任期間分は監査役(社外監査役含む)に、それぞれ区分して上記の総額と員数に含めております。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 株主総会の決議による取締役の報酬年額は270百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)、監査役の報酬年額は30百万円以内であります。
4. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額87百万円(取締役7名に対し85百万円(うち社外取締役1名に対し1百万円)、監査役3名に対し1百万円(うち社外監査役2名に対し1百万円))。
  - ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額29百万円(取締役7名に対し29百万円(うち社外取締役1名に対し0百万円)、監査役3名に対し0百万円(うち社外監査役2名に対し0百万円))。

- ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 当社との関係

監査役東浦信光氏は、当社常務取締役藤井実広氏の義父であります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役長澤啓三氏は、平成27年6月29日就任以降、当事業年度開催の取締役会12回のうち12回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

監査役東浦信光氏は、当事業年度開催の取締役会14回のうち6回出席し、また、監査役会6回開催のうち6回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

監査役本竜坦道氏は、平成27年6月29日就任以降、当事業年度開催の取締役会12回のうち12回出席し、また、監査役会4回開催のうち4回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

監査役長澤啓三氏は、平成27年6月29日退任まで、当事業年度開催の取締役会2回のうち2回出席し、また、監査役会2回開催のうち2回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

### (3) 会計監査人の状況

① 名称 ひびき監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額              | 38百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 38百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の子会社12社は、当社の会計監査人以外の公認会計士（または監査法人）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、合意された手続業務に対する対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は取締役会において、内部統制システム整備に関する基本方針について、次のとおり決議しております。

なお、内部統制システムの運用状況については、基本方針に基づき、内部統制システムの運用上見いだされた問題点等の是正・改善状況及び必要に応じて講じられた再発防止策への取組み状況を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスにかかるマニュアルを整備し、当社グループ（当社及び当社の子会社。以下、同じ）の役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

当社グループの役職員は重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には遅滞なく取締役会及び監査役に報告するものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき適切かつ確実に保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社グループの損失の危険の管理については、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成等を行うものとする。

ロ. 組織横断的に管理するリスク管理規程を定め、これに従い全体のリスク管理を行うものとする。

ハ. 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えるものとする。

④ 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項について議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。

ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程においてそれぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

- ⑤ 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. グループ各社における業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に基づき当社への事前協議・報告によるグループ各社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。
  - ロ. グループ各社は当社からの経営管理、経営指導内容に法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には遅滞なく当社の取締役会及び監査役に報告するものとする。  
なお、前記報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底するものとする。
- ⑥ 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項
- 現在、監査役職務を補助すべき使用人はいないが、必要な場合には監査役業務補助のため監査役スタッフを置くことができるものとする。また、当該スタッフは専ら監査役の指揮命令に従わなければならないこととする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、子会社の取締役、監査役及び使用人等が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、取締役会に出席し取締役からその職務執行について報告を受けるものとする。また、監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。前記に関わらず、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
  - ロ. 監査役は、社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することにより、監査の実効性を確保できるものとする。
  - ハ. 当社の子会社の取締役、監査役及び使用人は、会社に重大な影響を与える事実が発生した場合、あるいは予測される場合は、速やかに監査役に報告を行うものとする。
  - ニ. 当社は、監査役がその職務執行について支出した費用は、当該費用が監査役職務執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担することとする。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- イ. 取締役会は、財務報告とその内部統制に関し、代表取締役社長を適切に監督する。
  - ロ. 代表取締役社長は、本基本方針に基づき、財務報告とその内部統制の構築を行い、その整備・運用を評価する。

(注) 平成27年5月27日開催の取締役会の決議により、内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものです。  
改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について、当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて明確な表現へ変更したものであります。

## 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額            | 科 目                  | 金 額            |
|------------------------|----------------|----------------------|----------------|
| (資 産 の 部)              |                | (負 債 の 部)            |                |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>91,627</b>  | <b>流 動 負 債</b>       | <b>18,809</b>  |
| 現金及び預金                 | 61,681         | 支払手形及び買掛金            | 5,933          |
| 受取手形及び売掛金              | 21,252         | 短期借入金                | 3,030          |
| 商品及び製品                 | 2,207          | 未払金                  | 5,494          |
| 仕掛品                    | 980            | 未払法人税等               | 1,350          |
| 未成工事支出金                | 122            | 賞与引当金                | 1,500          |
| 原材料及び貯蔵品               | 4,236          | 役員賞与引当金              | 87             |
| 繰延税金資産                 | 722            | 製品保証引当金              | 40             |
| その他                    | 441            | その他                  | 1,372          |
| 貸倒引当金                  | △17            | <b>固 定 負 債</b>       | <b>2,296</b>   |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>19,109</b>  | 繰延税金負債               | 37             |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>14,281</b>  | 役員退職慰労引当金            | 1,079          |
| 建物及び構築物                | 4,821          | 退職給付に係る負債            | 74             |
| 機械装置及び運搬具              | 940            | その他                  | 1,105          |
| 土地                     | 8,376          | <b>負 債 合 計</b>       | <b>21,106</b>  |
| 建設仮勘定                  | 46             | (純資産の部)              |                |
| その他                    | 97             | <b>株 主 資 本</b>       | <b>87,835</b>  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>1,140</b>   | 資本金                  | 2,662          |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>3,687</b>   | 資本剰余金                | 3,137          |
| 投資有価証券                 | 11             | 利益剰余金                | 91,241         |
| 繰延税金資産                 | 263            | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△9,205</b>  |
| 退職給付に係る資産              | 489            | その他の包括利益累計額          | 1,795          |
| その他                    | 3,079          | その他有価証券評価差額金         | 0              |
| 貸倒引当金                  | △156           | 為替換算調整勘定             | 1,886          |
|                        |                | 退職給付に係る調整累計額         | △91            |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>110,737</b> | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>89,630</b>  |
|                        |                | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>110,737</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                           | 金 額   |        |
|-------------------------------|-------|--------|
| 売 上 高                         |       | 92,620 |
| 売 上 原 価                       |       | 63,871 |
| 売 上 総 利 益                     |       | 28,749 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |       | 16,809 |
| 営 業 利 益                       |       | 11,939 |
| 営 業 外 収 益                     |       |        |
| 受 取 利 息                       | 351   |        |
| 受 取 配 当 金                     | 0     |        |
| そ の 他                         | 156   | 508    |
| 営 業 外 費 用                     |       |        |
| 支 払 利 息                       | 24    |        |
| 為 替 差 損                       | 1,593 |        |
| そ の 他                         | 10    | 1,628  |
| 経 常 利 益                       |       | 10,820 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |       | 10,820 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       | 3,532 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | 146   | 3,679  |
| 当 期 純 利 益                     |       | 7,141  |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |       | -      |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |       | 7,141  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                                  | 株 主 資 本 |            |            |            |            | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |              |                  |                       | 純資産<br>合計 |
|----------------------------------|---------|------------|------------|------------|------------|-----------------------|--------------|------------------|-----------------------|-----------|
|                                  | 資本金     | 資 本<br>剰余金 | 利 益<br>剰余金 | 自 己<br>株 式 | 株主資<br>本合計 | その他有価証<br>券評価差額金      | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に係<br>る調整累計額 | その他の<br>包括利益<br>累計額合計 |           |
| 当連結会計年度期首残高                      | 2,662   | 3,137      | 84,990     | △7,004     | 83,785     | 2                     | 2,608        | △27              | 2,583                 | 86,368    |
| 当連結会計年度変動額                       |         |            |            |            |            |                       |              |                  |                       |           |
| 剰余金の配当                           |         |            | △890       |            | △890       |                       |              |                  |                       | △890      |
| 親会社株主に帰属す<br>る当期純利益              |         |            | 7,141      |            | 7,141      |                       |              |                  |                       | 7,141     |
| 自己株式の取得                          |         |            |            | △2,200     | △2,200     |                       |              |                  |                       | △2,200    |
| 株主資本以外の項目の<br>当連結会計年度変動額<br>(純額) |         |            |            |            | —          | △2                    | △721         | △63              | △788                  | △788      |
| 当連結会計年度<br>変動額合計                 | —       | —          | 6,251      | △2,200     | 4,050      | △2                    | △721         | △63              | △788                  | 3,262     |
| 当連結会計年度末残高                       | 2,662   | 3,137      | 91,241     | △9,205     | 87,835     | 0                     | 1,886        | △91              | 1,795                 | 89,630    |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数……………15社
- ・主要な連結子会社の名称……………SKK(S) PTE. LTD.、SK KAKEN(M) SDN. BHD.、SKK CHEMICAL(M) SDN. BHD.、SK COATINGS SDN. BHD.、SKK(H'K) CO., LTD.、SIKOKUKAKEN(SHANGHAI) CO., LTD.、SK KAKEN(THAILAND) CO., LTD.、SK KAKEN(KOREA) CO., LTD.、H. K. SHIKOKU CO., LTD.、SIKOKUKAKEN(LANGFANG) CO., LTD.、SKK CHEMICAL(THAILAND) CO., LTD.、SKK VIETNAM CO., LTD.、PT SKK KAKEN INDONESIA
- ・非連結子会社の名称……………該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち在外連結子会社の事業年度の末日は12月31日となっております。

連結計算書類の作成にあたっては各社の事業年度の末日の計算書類を使用し、連結会計年度との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの……………連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法を採用しております。  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。)
- ・時価のないもの……………総平均法による原価法を採用しております。

##### ロ. たな卸資産

- ・商品、製品、原材料、……………主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。
- ・仕掛品、貯蔵品
- ・未成工事支出金……………個別法による原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産……………当社及び国内連結子会社は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用し、在外連結子会社は定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- |           |        |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物   | 31～38年 |
| 機械装置及び運搬具 | 8～9年   |
- ロ. 無形固定資産……………定額法を採用しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘察し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する部分を計上しております。
- ハ. 役員賞与引当金……………当社は役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。
- ニ. 製品保証引当金……………製品のアフターサービスまたはクレームに備えるため、過去の実績比率に基づき当連結会計年度の必要見込額を計上しております。
- ホ. 役員退職慰労引当金……………当社は役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規による当連結会計年度末必要額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法……………当社は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

⑤ 収益及び費用の計上方法

当社は、工期3ヶ月超の工事に係る収益の計上について、当連結会計年度末における進捗部分について成果の確実性が認められる工事は工事進行基準（工事の進捗率の見積りは施工面積等を基準とした技術進捗率）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理……………税抜方式を採用しております。

追加情報

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から、平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は41百万円減少し、法人税等調整額は39百万円、その他有価証券評価差額金は0百万円増加し、退職給付に係る調整累計額は2百万円減少しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 12,104百万円 |
| (2) 保証債務           |           |

当社得意先の三井物産ケミカル㈱に対し、当社特約店債権の回収不能について、3億35百万円の債務保証を行っております。

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 15,673千株      | 一千株          | 一千株          | 15,673千株     |

##### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 1,977千株       | 184千株        | 一千株          | 2,161千株      |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加184千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加181千株、単元未満株式の買取りによる増加3千株であります。

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金支払額等

平成27年6月29日開催の第59期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 890百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 65円
- ・基準日 平成27年3月31日
- ・効力発生日 平成27年6月30日

###### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成28年6月29日開催予定の第60期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 878百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 65円
- ・基準日 平成28年3月31日
- ・効力発生日 平成28年6月30日

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用に関しては主として流動性が高い短期金融資産にて行っております。

デリバティブ取引は、主に外貨建債権債務に関する為替予約取引であり、将来の著しい為替の変動によるリスク回避を目的として利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は為替リスクに晒されておりますが、必要に応じて為替予約取引を行い、リスクを回避しております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、経常的な運転資金の調達を目的としたものであります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、事業本部が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに与信残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社につきましては、当社国際事業本部にて同様の管理を行っております。

##### ・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、為替の変動リスクに対して必要に応じて為替予約取引を利用してヘッジしております。

当社は、投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

当社グループの借入金は経常的な運転資金の調達で短期間で決済されるため、支払金利の変動リスクは僅少であります。

##### ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、事業計画等に基づき、経理部にて資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持により流動性リスクを管理しております。連結子会社につきましても同様の管理を行っております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。(単位：百万円)

|             | 連結貸借対照表計上額 | 時 価    | 差 額 |
|-------------|------------|--------|-----|
| 現金及び預金      | 61,681     | 61,681 | —   |
| 受取手形及び売掛金   | 21,252     | 21,252 | —   |
| 投資有価証券      | 8          | 8      | —   |
| 資 産 計       | 82,942     | 82,942 | —   |
| 支払手形及び買掛金   | 5,933      | 5,933  | —   |
| 短期借入金       | 3,030      | 3,030  | —   |
| 未 払 金       | 5,494      | 5,494  | —   |
| 未 払 法 人 税 等 | 1,350      | 1,350  | —   |
| 負 債 計       | 15,809     | 15,809 | —   |

## (注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

## 資産

## 現金及び預金、受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 投資有価証券

株式の時価は、取引所の価格によっております。

## 負債

## 支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区 分       | 連結貸借対照表計上額（百万円） |
|-----------|-----------------|
| 非 上 場 株 式 | 2               |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「投資有価証券」には含めておりません。

## 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

|           | 1年以内   | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|-----------|--------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金    | 61,681 | —           | —            | —    |
| 受取手形及び売掛金 | 21,252 | —           | —            | —    |
| 合 計       | 82,933 | —           | —            | —    |

6. 1株当たり情報に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 6,633.31円 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 524.73円   |

7. 資産除去債務に関する注記

建物等の賃借契約における原状回復義務等において、当該賃借物件の敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度に属する金額を費用計上しております。

## 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目            | 金 額           |
|-----------------|---------------|----------------|---------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>  |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>77,022</b> | <b>流動負債</b>    | <b>16,116</b> |
| 現金及び預金          | 52,594        | 支払手形           | 1,125         |
| 受取手形            | 6,809         | 買掛金            | 3,942         |
| 売掛金             | 11,593        | 短期借入金          | 3,030         |
| 商品及び製品          | 1,660         | 未払金            | 4,261         |
| 仕掛品             | 885           | 未払費用           | 494           |
| 未成工事支出金         | 116           | 未払法人税等         | 1,308         |
| 原材料及び貯蔵品        | 2,194         | 未払消費税等         | 303           |
| 繰延税金資産          | 650           | 賞与引当金          | 1,440         |
| その他             | 639           | 役員賞与引当金        | 87            |
| 貸倒引当金           | △123          | 製品保証引当金        | 25            |
| <b>固定資産</b>     | <b>20,827</b> | その他            | 99            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>11,319</b> | <b>固定負債</b>    | <b>2,291</b>  |
| 建物              | 3,037         | 預り保証金          | 1,104         |
| 構築物             | 84            | 退職給付引当金        | 107           |
| 機械及び装置          | 342           | 役員退職慰労引当金      | 1,079         |
| 車両運搬具           | 8             | <b>負債合計</b>    | <b>18,408</b> |
| 工具器具及び備品        | 59            | <b>(純資産の部)</b> |               |
| 土地              | 7,754         | <b>株主資本</b>    | <b>79,441</b> |
| 建設仮勘定           | 32            | 資本金            | 2,662         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>66</b>     | 資本剰余金          | 3,137         |
| ソフトウェア          | 48            | 資本準備金          | 3,137         |
| その他             | 17            | 利益剰余金          | 82,847        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>9,441</b>  | 利益準備金          | 455           |
| 投資有価証券          | 11            | その他利益剰余金       | 82,392        |
| 関係会社株式          | 4,046         | 固定資産圧縮積立金      | 23            |
| 長期貸付金           | 2,738         | 別途積立金          | 75,350        |
| 繰延税金資産          | 756           | 繰越利益剰余金        | 7,019         |
| 差入保証金           | 851           | <b>自己株式</b>    | <b>△9,205</b> |
| その他             | 1,602         | 評価・換算差額等       | 0             |
| 貸倒引当金           | △292          | その他有価証券評価差額金   | 0             |
| 投資損失引当金         | △272          | <b>純資産合計</b>   | <b>79,441</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>97,850</b> | <b>負債純資産合計</b> | <b>97,850</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額   |        |
|-------------------------|-------|--------|
| 売 上 高                   |       | 76,633 |
| 売 上 原 価                 |       | 53,182 |
| 売 上 総 利 益               |       | 23,450 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |       | 12,761 |
| 営 業 利 益                 |       | 10,689 |
| 営 業 外 収 益               |       |        |
| 受 取 利 息                 | 248   |        |
| そ の 他                   | 199   | 447    |
| 営 業 外 費 用               |       |        |
| 支 払 利 息                 | 12    |        |
| 為 替 差 損                 | 1,480 |        |
| 投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額     | 114   |        |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損       | 169   |        |
| そ の 他                   | 6     | 1,784  |
| 経 常 利 益                 |       | 9,352  |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |       | 9,352  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 3,195 |        |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 75    | 3,270  |
| 当 期 純 利 益               |       | 6,082  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                     | 株 主 資 本 |           |           |                   |           |               |               |         |             |                       | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------|---------|-----------|-----------|-------------------|-----------|---------------|---------------|---------|-------------|-----------------------|-----------------|-----------|
|                     | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |           | 利 益 剰 余 金         |           |               |               | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | 其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 |                 |           |
|                     |         | 資 本 準 備 金 | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金   |           |               | 利 益 剰 余 金 合 計 |         |             |                       |                 |           |
|                     |         |           |           | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 | 別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 |               |         |             |                       |                 |           |
| 当 期 首 残 高           | 2,662   | 3,137     | 455       | 25                | 68,150    | 9,024         | 77,655        | △7,004  | 76,450      | 2                     | 76,452          |           |
| 当 期 変 動 額           |         |           |           |                   |           |               |               |         |             |                       |                 |           |
| 固定資産圧縮積立金の取崩し       |         |           |           | △2                |           | 2             | —             |         | —           |                       | —               |           |
| 別途積立金の積立て           |         |           |           |                   | 7,200     | △7,200        | —             |         | —           |                       | —               |           |
| 剰余金の配当              |         |           |           |                   |           | △890          | △890          |         | △890        |                       | △890            |           |
| 当期純利益               |         |           |           |                   |           | 6,082         | 6,082         |         | 6,082       |                       | 6,082           |           |
| 自己株式の取得             |         |           |           |                   |           |               |               | △2,200  | △2,200      |                       | △2,200          |           |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         |           |           |                   |           |               |               |         | —           | △2                    | △2              |           |
| 当期変動額合計             | —       | —         | —         | △2                | 7,200     | △2,005        | 5,192         | △2,200  | 2,991       | △2                    | 2,990           |           |
| 当 期 末 残 高           | 2,662   | 3,137     | 455       | 23                | 75,350    | 7,019         | 82,847        | △9,205  | 79,441      | 0                     | 79,441          |           |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式……………総平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
  - ・時価のあるもの……………事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。)
  - ・時価のないもの……………総平均法による原価法を採用しております。
- ③ たな卸資産
  - ・商品、製品、原材料、仕掛品、……………総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。
  - ・未成工事支出金……………個別法による原価法を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法)を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物   | 31～38年 |
| 機械装置及び運搬具 | 8～9年   |
- ② 無形固定資産……………定額法を採用しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

#### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に帰属する部分を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金……………役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額を計上しております。

- ④ 製品保証引当金……………製品のアフターサービスまたはクレームに備えるため、過去の実績比率に基づき、当事業年度の必要見込額を計上しております。
- ⑤ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
 数理計算上の差異は、5年による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。  
 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理することとしております。
- ⑥ 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規による当事業年度末必要額を計上しております。
- ⑦ 投資損失引当金……………子会社への投資に係る損失に備えるため、財政状態の実情を勘案して必要額を引当計上しております。

(4) 収益及び費用の計上方法

工期3ヶ月超の工事に係る収益の計上について、当事業年度末における進捗部分について成果の確実性が認められる工事は工事進行基準（工事の進捗率の見積りは施工面積等を基準とした技術進捗率）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理……………税抜方式を採用しております。

追加情報

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から、平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は71百万円減少し、法人税等調整額は71百万円、その他有価証券評価差額金は0百万円増加しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 9,912百万円
- (2) 保証債務  
当社得意先の三井物産ケミカル㈱に対し、当社特約店債権の回収不能について、3億35百万円の債務保証を行っております。
- (3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- |          |          |
|----------|----------|
| ① 短期金銭債権 | 1,296百万円 |
| ② 長期金銭債権 | 2,738百万円 |
| ③ 短期金銭債務 | 29百万円    |

3. 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高
- |              |          |
|--------------|----------|
| ① 売上高        | 1,831百万円 |
| ② 仕入高        | 537百万円   |
| ③ 営業取引以外の取引高 | 133百万円   |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 1,977千株     | 184千株      | 一千株        | 2,161千株    |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加184千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加181千株、単元未満株式の買取りによる増加3千株であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

|                | 金 額   |
|----------------|-------|
| 繰延税金資産         |       |
| 未払事業税          | 84    |
| 貸倒引当金          | 127   |
| 賞与引当金          | 445   |
| 賞与引当金に対する社会保険料 | 67    |
| 役員退職慰労引当金      | 330   |
| 投資損失引当金        | 83    |
| 関係会社株式評価損      | 371   |
| 減損損失           | 50    |
| その他            | 16    |
| 繰延税金資産計        | 1,576 |
| 繰延税金負債         |       |
| 前払年金資産、退職給付引当金 | △169  |
| 繰延税金負債計        | △169  |
| 繰延税金資産の純額      | 1,407 |

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) ファイナンス・リース取引（借主側）

該当事項はありません。

(2) オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

|     |       |
|-----|-------|
| 1年内 | 39百万円 |
| 1年超 | 一百万円  |
| 合計  | 39百万円 |

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

| 種類  | 会社等の名称                                     | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者<br>との関係  | 取引内容         | 取引金額<br>(百万円) | 科目          | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|--------------------------------------------|---------------------------|----------------|--------------|---------------|-------------|---------------|
| 子会社 | SKK<br>CHEMICAL<br>(THAILAND)<br>CO., LTD. | 所有<br>直接100%              | 資金の援助<br>役員の兼任 | 資金の貸付<br>(注) | —             | 長期貸付金       | 1,196         |
|     |                                            |                           |                | 利息の受取<br>(注) | 4             | 流動資産<br>その他 | 56            |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 5,879.27円 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 446.93円   |

9. 資産除去債務に関する注記

建物等の賃借契約における原状回復義務等において、当該賃借物件の敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度に属する金額を費用計上しております。

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

エスケー化研株式会社  
取締役会 御中

ひびき監査法人

|        |       |         |   |
|--------|-------|---------|---|
| 代表社員   | 公認会計士 | 安 岐 浩 一 | ㊞ |
| 業務執行社員 |       |         |   |
| 代表社員   | 公認会計士 | 富 田 雅 彦 | ㊞ |
| 業務執行社員 |       |         |   |
| 業務執行社員 | 公認会計士 | 石 原 美 保 | ㊞ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エスケー化研株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エスケー化研株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

エスケー化研株式会社

取締役会 御中

ひびき監査法人

|        |       |         |   |
|--------|-------|---------|---|
| 代表社員   | 公認会計士 | 安 岐 浩 一 | Ⓔ |
| 業務執行社員 |       |         |   |
| 代表社員   | 公認会計士 | 富 田 雅 彦 | Ⓔ |
| 業務執行社員 |       |         |   |
| 業務執行社員 | 公認会計士 | 石 原 美 保 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エスケー化研株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年 5月18日

エスケー化研株式会社 監査役会

|                |   |   |   |   |   |
|----------------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役          | 森 | 山 | 剛 | 正 | Ⓜ |
| 監査役<br>(社外監査役) | 東 | 浦 | 信 | 光 | Ⓜ |
| 監査役<br>(社外監査役) | 本 | 竜 | 坦 | 道 | Ⓜ |

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して内部留保の充実に留意し、以下のとおり当期の期末配当及びその他の剰余金の処分をさせていただきますと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金65円（普通配当20円、特別配当45円）

総額 878,291,050円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 5,200,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 5,200,000,000円

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | 藤井 実<br>(昭和7年9月1日生)     | 昭和30年7月 四国化学研究所（現エスケー化研株式会社）創業<br>昭和33年4月 当社代表取締役社長（現任）<br>[重要な兼職の状況]<br>SK KAKEN (THAILAND) CO., LTD. 代表取締役<br>SKK KAKEN (KOREA) CO., LTD. 代表取締役<br>SKK CHEMICAL (THAILAND) CO., LTD. 代表取締役<br>SKK VIETNAM CO., LTD. 代表取締役<br>SIKOKUKAKEN (SHANGHAI) CO., LTD. 取締役<br>SIKOKUKAKEN (LANGFANG) CO., LTD. 取締役<br>H. K. SHIKOKU CO., LTD. 取締役<br>PT SKK KAKEN INDONESIA 取締役<br>特定非営利活動法人大阪シニア創造学院理事<br>長                                                                                                                         | 469,810株       |
| 2     | 坂本 雅英<br>(昭和26年12月14日生) | 昭和52年4月 当社入社<br>平成3年3月 当社取締役名古屋工場長<br>平成7年10月 当社専務取締役技術・生産担当<br>(現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>SKK CHEMICAL (THAILAND) CO., LTD. 取締役<br>SIKOKUKAKEN (LANGFANG) CO., LTD. 監査役                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 95,000株        |
| 3     | 藤井 実広<br>(昭和41年9月13日生)  | 平成6年5月 当社入社<br>平成11年6月 当社取締役総合企画部長<br>平成14年8月 当社取締役東京支社長兼総合企画部長<br>平成15年4月 当社常務取締役（現任）<br>当社東京支社長兼東日本営業統括<br>平成16年4月 当社営業本部長<br>平成19年4月 当社事業本部長（現任）<br>[重要な兼職の状況]<br>SKK (S) PTE. LTD. 代表取締役<br>SKK (H'K) CO., LTD. 代表取締役<br>SK KAKEN (M) SDN. BHD. 代表取締役<br>SKK CHEMICAL (M) SDN. BHD. 代表取締役<br>SK COATINGS SDN. BHD. 代表取締役<br>H. K. SHIKOKU CO., LTD. 代表取締役<br>SIKOKUKAKEN (SHANGHAI) CO., LTD. 代表取締役<br>SIKOKUKAKEN (LANGFANG) CO., LTD. 代表取締役<br>SKK KAKEN (KOREA) CO., LTD. 取締役<br>SKK CHEMICAL (THAILAND) CO., LTD. 取締役 | 469,175株       |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                             | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4     | 藤井訓広<br>(昭和44年3月5日生)   | 平成3年4月 当社入社<br>平成15年4月 当社営業本部部长兼人事部部长<br>平成15年6月 当社取締役(現任)<br>当社営業管理部部长兼人事部部长<br>平成18年6月 当社営業管理統括部部长兼総務・<br>人事部部长<br>平成19年4月 当社営業統括管理部部长兼総務・<br>人事部部长(現任) | 469,075株       |
| 5     | 福岡透<br>(昭和33年9月4日生)    | 昭和57年4月 当社入社<br>平成10年4月 当社名古屋支店長<br>平成16年6月 当社取締役東京支店長(現任)                                                                                                | 15,900株        |
| 6     | 伊藤義之<br>(昭和29年4月27日生)  | 昭和54年4月 当社入社<br>平成14年4月 当社資材業務部部长<br>平成17年4月 当社購買部部长<br>平成17年6月 当社取締役購買部部长(現任)                                                                            | 18,000株        |
| 7     | 長澤啓三<br>(昭和21年12月21日生) | 昭和44年5月 尼崎市役所入庁<br>平成14年4月 尼崎市企画財政局中央支所課長<br>補佐<br>平成19年4月 尼崎市企画財政局園田地域振興<br>センター嘱託職員<br>平成20年6月 当社監査役<br>平成23年6月 当社常勤監査役<br>平成27年6月 当社社外取締役(現任)          | —株             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 長澤啓三氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 長澤啓三氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、行政職員としての幅広い見識と長年の豊富な経験をもとに、客観的かつ中立的な視点から当社の経営に適切な助言をいただけるものと判断して選任をお願いするものであります。
4. 長澤啓三氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 森山剛正氏が任期満了となり、また東浦信光氏が辞任されますので、新たに監査役2名の選任をお願いするものがあります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号  | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                  | 所有する<br>当社株式の数 |
|--------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1      | もり やま たけ まさ<br>森 山 剛 正<br>(昭和14年9月27日生) | 平成3年3月 当社取締役<br>平成11年4月 当社常務取締役<br>平成16年6月 当社監査役<br>平成18年6月 当社常勤監査役(現任)                                                    | 25,000株        |
| ※<br>2 | ふる こし こう じ<br>古 越 浩 二<br>(昭和27年1月29日生)  | 昭和49年4月 株式会社大阪銀行入行(現株<br>式会社近畿大阪銀行)<br>平成14年6月 同行本町営業部部长<br>平成17年10月 廣川株式会社総務部長<br>平成22年1月 同社取締役総務部長<br>平成27年10月 同社取締役(現任) | — 株            |

(注) 1. ※印は、新任の候補者であります。

- 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 古越浩二氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- 古越浩二氏は、取締役として経営に携わっており、また金融分野での豊富な見識と長年の幅広い経験を有することにより、社外監査役として経営の監視や適切な助言をいただけるものと判断して選任をお願いするものであります。

**第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件**

本總會終結の時をもって、監査役を退任されます東浦信光氏に対し、在任中の功労に報いるため当社の定める一定の基準に基づき相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏        | 名       | 略       | 歴           |
|----------|---------|---------|-------------|
| ひがし<br>東 | うら<br>浦 | のぶ<br>信 | みつ<br>光     |
|          |         | 平成18年6月 | 当社監査役就任（現任） |

## 第5号議案 当社株券等の大量買付行為への対応策の導入の件

当社は、平成28年5月10日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定し、さらにかかる基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、本総会にて、株主の皆様より承認、可決されることを条件に、下記内容の当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下本議案において「本プラン」といいます。）を導入することを決定いたしました。

そこで、本議案は、本プランについて株主の皆様のご意思を適切に反映させるため、出席株主の皆様のご過半数の賛成をもって本プラン導入のご承認をお願いするものであります。

### 記

#### I 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。公開会社である当社の株券等については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思により決定されるべきであり、当社の株券等に対する大量買付行為（下記Ⅲ 2. (3) ①で定義されます。以下同じとします。）があった場合、これに応じるか否かの判断は、最終的には当社の株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、近時わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為を強行する動きが見受けられます。こうした大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が当該行為に係る提案内容や対象会社の取締役会からの代替案等を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの、さらに対象会社の取締役会が大量買付者（下記Ⅲ 2. (3) ①で定義されます。以下同じとします。）の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために大量買付者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社といたしましては、このような当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の向上に資さない大量買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えており、このような者が現れた場合には、必要かつ相当な対抗手段を講じることが必要であると考えます。

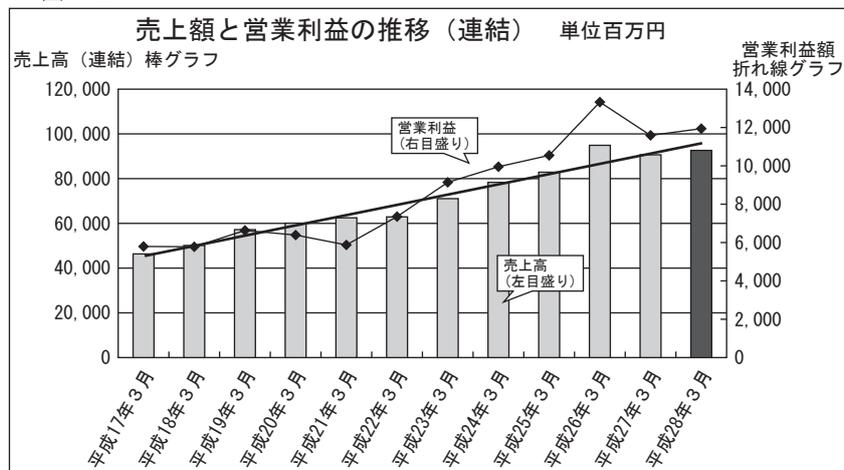
## II 基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1. 当社グループの企業価値の源泉

#### (1) 当社の沿革

当社は昭和30年7月大阪市北区にて、現代表取締役藤井實が四国化学研究所を創設し、塗料用廃液溶剤類の蒸留精製及び建築用塗料製品の製造販売をはじめました。昭和36年8月に大阪府茨木市清水に、大阪工場を建設、稼働を開始し、昭和38年6月に商号を四国化研工業株式会社に変更、砂壁状吹付材を開発し、製造販売を開始しました。その後、外装吹付タイル、高級厚付仕上材、超耐久性塗料、セラミック系耐久被覆材など外装用塗料を中心に開発を手がけました。平成3年4月には商号をエスケー化研株式会社に変更、平成6年10月に株式を日本証券業協会に店頭登録し、現在は東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場しております。また、この間、内装・外装用の建築仕上塗材を中心に売上を拡大するとともに、海外展開も積極化させ、中国大陸並びに東南アジアに子会社を設立、連結売上高並びに収益額は拡大の一途を辿っております（図－1）。

図－1

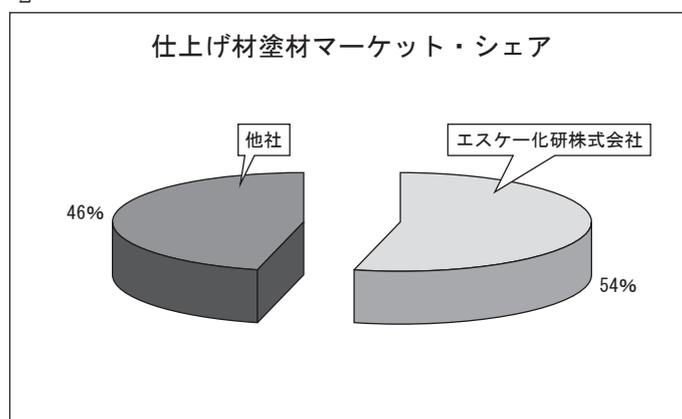


## (2) 当社事業の内容

当社は、建築仕上塗材事業、耐火断熱材事業、その他の事業を主な事業としております。

ビル、マンション、住宅などの内装、外装に用いられる建築仕上塗材事業では、当社は耐久性、耐候性などに優れた高性能塗料、防カビ、防藻性などの機能性塗料、特殊塗料及び装飾仕上塗材など、業界随一の商品開発と品揃えを誇り、トップメーカーとしての地盤を確立しております（図－2）。

図－2



注：日本建築仕上材工業会のデータより作成  
2014年（1～12月）

耐火断熱材事業はセラミック耐火被覆材を、その他の事業は各種塗料の希釈剤や工業用シンナー及びその他化成品をそれぞれ製造・販売しております。

建築仕上塗材事業、耐火断熱材事業においては請負工事を行っており、当社が開発した耐火被覆材の請負工事を主体に、各種塗装工事を行っております。

## (3) 企業価値の源泉について

以上のように当社の事業内容は創業以来、建築用の仕上塗材に特化しており、自動車や造船や家電などの塗料は扱っておりません。  
当社グループの企業価値の源泉は、以下の3つに整理されます。

- ① 当社グループの総合的な技術力について  
創業以来、建築用の仕上塗材に特化して業績を発展させてきましたが、当社の技術開発も建築用の外装、内装等の分野に集中して研究を進めた結果、他社の追随を許さない総合的な技術力を有するに至りました。大阪に第一、第二の2つの研究所を有し、70名前後の研究者が常時、研究を重ねて新製品の開発から、製品の改良改善に至る研究を続けております。また、当社開発製品にかかる特許は数百件を有し、内外塗装材、水性仕上材、床材、屋根防水材、耐火被覆材、シート建材等の建材全般にわたり幅広く、また、市場のニーズに合った新製品開発と既存製品の改良改善に注力し、競合他社との一層の差別化を図っております。
- ② 拠点ネットワークときめ細かなサービスについて  
東京、大阪、名古屋、福岡などをはじめとし1支社、12支店を核として、全国主要都市に約50か所の営業所を販売拠点として営業を展開しております。また、海外ではシンガポール、マレーシア、香港をはじめとする東南アジアと中国大陸に現地子会社を設置し海外の販売体制も整備されております。  
これらの事業所がそれぞれの地域の販売店、施工店、ゼネコン、設計事務所等に対して、積極的な販売活動、定期的な展示会・説明会等を通じてのPR活動及び設計指定活動、また、きめ細かなサービス活動等を実施し、市場開発と販売拡大を推進しております。この結果、建築用仕上材について、顧客との信頼関係が醸成されるに至っております。今後も当社の企業価値の維持・向上を図るためには、これら取引先との信頼関係を安定的に維持することが必要不可欠だと考えております。
- ③ 無から有を生ずる企業風土と健全な財務体質について  
以上のような、販売活動を支える精神的支柱である「如何に世の中のお役に立ち働くべきか、如何に世の中のお役に立つ製品づくりや需要づくりをしていくべきか」の精神が脈々と生きており、従業員一人ひとりの主体性や挑戦心に満ち溢れた企業風土が定着しております。この企業風土を一言で表すなら、昼夜に亘って創意工夫をこらし、常に「無から有」の実践を行うことにつきると言えます。  
また、当社が今後、引き続き拡大を遂げるためにはそれぞれの地域において前向きな設備投資や人的投資が必要になると考えられます。当社はこれらにも迅速に対応できる財務体質と資金力を保有しており、当社グループ成長の礎となっております。

## 2. 企業価値向上に向けた取組み

### (1) 企業価値の源泉の更なる進化

上記1.(3)の当社グループの企業価値の源泉を今後も継続し、発展させていくことが、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。具体的には絶え間の無いコストダウンを図りながら、トップシェアとしての比率拡大を目指しております。また、既存の市場や地域に固執せず、「無から有」の企業精神をいかに発揮して、新たな市場や未開拓の地域へ進出することにより、中長期的な企業価値の向上を実現してまいります。

## (2) 経営計画

今後の市場動向を考えると、新築着工の頭打ちが顕在化する中、リフォーム需要は堅調に推移すると予想され、ラインアップされシリーズ化された豊富な製品群と営業開発で住宅改良向けの製品の販売促進を実施し、他社との格差を一層広げたいと存じます。

一方、電力問題等から省エネ型の建築塗材が有望視されることから、(イ)遮熱・断熱効果のある塗材、(ロ)労働力不足にも対応した高意匠性シート建材、(ハ)火災等における建築基準法上要請される防耐火材料などが、今後のマーケットにおける需要を高めるものと想定されます。当社ではこれらマーケットの需要予測に沿った新製品を開発しており、総合化学建材メーカーとして大きく躍進していきたいと考えています。

また、海外に目を転じますと、中国経済の減速はあるものの、日本に比べると東南アジアの経済成長率は総じて高いと想定されますので海外での事業の取組みも進め、グローバル化に引き続き対応していきたいと存じます。平成26年5月にインドネシアにジャカルタ工場を開設しましたが、今後も海外の生産拠点の拡充に努める所存です。

## 3. コーポレートガバナンスの強化に向けた取組み

当社におけるコーポレートガバナンス強化の重点は以下のとおりであります。

当社は定款において取締役の総数を10名以内とすることとして、現在、7名の取締役が選任されており（内、1名は社外取締役）、少数による迅速かつ機動的な経営判断を行える体制としております。また、監査役につきましては3名が選任されており、内2名が社外監査役で、より独立した立場から取締役の意思決定及び職務執行を監視できる体制を整えております。

また、社長直轄の内部監査部門として内部監査室を設置し、各部署の業務プロセスやコンプライアンス、リスク管理の状況等について社内業務監査を実施し、常勤監査役も出席する監査報告会で報告し、内部監査情報の共有を図っております。

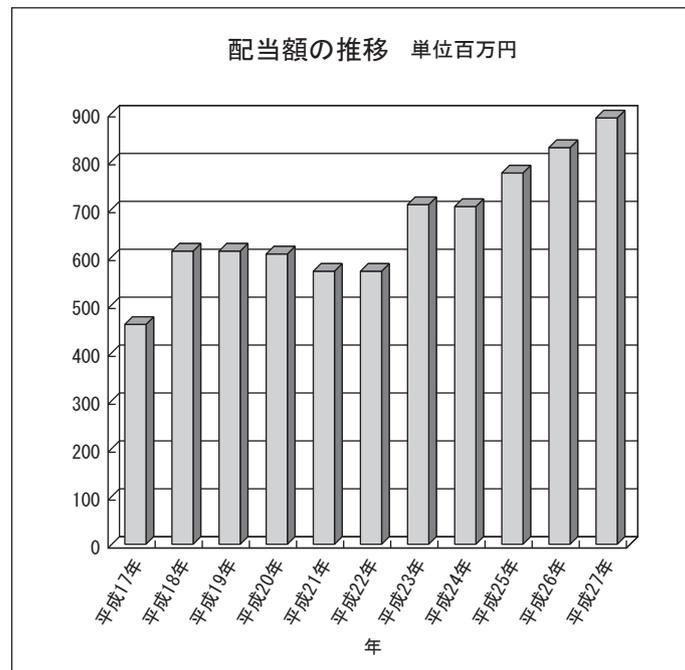
当社は適切な内部統制システムを整備・運用するために内部監査室を中心とした内部統制プロジェクトチームを設置しており、その有効性を高めることによって一層の経営品質の向上を図るとともに、内部統制システムについて取締役会で決議しております。これに基づき、当社として業務の適正を確保する内部統制システムの整備を継続的に推し進めております。

当社はリスク管理委員会、ISO委員会、モラル安全衛生委員会を設置しており、会議を通じて問題点が提起され、諸対策が講じられております。また、事故発生時においては、社内危機管理規程に基づき対処することで、影響が最小限に止まるよう体制を構築しております。また、必要に応じて、弁護士、税理士、公認会計士、社会保険労務士などの複数の専門家からアドバイスを受ける体制を採っております。

#### 4. 株主の皆様に対する還元策

当社は、株主に対する利益還元が経営における重要課題の一つであることを常に認識するとともに、将来に備え財務体質と経営基盤の強化を図ることにより、安定的な配当水準を維持することを配当政策の基本といたしております（図-3）。

図-3



今後はこの方針に加えて、企業価値向上の成果を還元させていただくことで、更に株主の皆様へ支援していただけるよう、業績・収益状況に対応した配当を実現しつつ、企業価値の一層の充実を図りたいと考えております。

### Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現

##### (1) 企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に反する株券等の大量買付行為の存在

以上のとおり、当社においては、企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に全力で取り組む所存ですが、近年の資本市場においては、株主の皆様十分な検討時間を与えず、また対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意等のプロセスを経ることなく、突如として株券等の大量買付行為を強行するといった動きも見受けられないわけではありません。

もとより株券等の大量買付行為は、たとえそれが対象となる会社の経営陣の賛同を得ないものであっても、当該会社の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えます。

しかし、このような大量買付行為の中には企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現を考慮することなく、専ら当該会社の株価を上昇させて対象会社の株券等を高値で会社関係者等に買い取らせる目的で行うものなど、企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明白な、いわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できません。

また、当社は、前述のとおり、長年築いてきたお客様との信頼関係を維持・発展させていくことをはじめ、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を継続することが、当社の中長期的な企業価値を向上させ、株主の皆様利益につながるものであることを確信しております。当社株券等の大量買付者がこれらのことを十分理解し、中長期的にこれらを確保、向上させる者でなければ、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益は著しく害されることとなります。

##### (2) 本プラン導入の必要性

当社の株券等は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様に自由に取引いただいております。したがって、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであります。

当社としては、上記(1)のような状況下でかかる大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に資するものであるか否か、株主の皆様にご判断いただき、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社取締役会は、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・

方法について、大量買付者と交渉するとともに、株主の皆様に対して代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社は、このような考え方に立ち、以下のとおり本プランを導入することを決定いたしました。本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めております。

当社の株主の状況について、平成28年3月31日現在において当社の把握する限り、当社役員およびその関係者による当社株式の保有比率が約35%となっており、当社にとって比較的安定的な構成になっております。しかしながら、当社の株券等は、本総会招集ご通知7頁「(1)株式の状況(平成28年3月31日現在)」に記載のとおり、広く分布しており、その約3分の2は個人株主の皆様並びに信託銀行等の機関投資家や外国法人等により保有されているため、当然のことながら流動性があります。また、現時点において比較的安定的な株主構成とはいえ、当社役員およびその関係者が各々の事情によりその保有する当社の株券等の譲渡または処分を行うなど、今後、当社の株券等の流動性がさらに増す可能性は否定できません。このように、当社役員およびその関係者の保有比率が大きく低下し、当社の株券等の流動性が高まることにより、より多くの株主・投資家の皆様に当社の株券等を保有していただく機会が増加することになりますが、その反面、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に反する大量買付行為が行われるおそれが高まることも否定できないと考えております。

なお、現時点において、当社に対し大量買付行為が行われている事実はありません。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うに当たり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法律および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)には、①大量買付者およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様当に当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者およびその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

(2) 本プランの導入手続—本総会における承認

本プランの導入については、株主の皆様意思を適切に反映するため、本総会において、出席株主（議決権行使書により議決権行使を行う株主を含みます。）の皆様議決権の過半数のご賛同により承認いただくことをお願いするものであります。

(3) 本プランの発動に係る手続

①対象となる大量買付行為

本プランの対象となる行為は、当社の株券等の一定数以上の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為の結果、

- i. 当社の株券等<sup>1</sup>の保有者<sup>2</sup>が保有<sup>3</sup>する当社の株券等に係る株券等保有割合<sup>4</sup>の合計
- ii. 当社の株券等<sup>5</sup>の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為を行う者が所有<sup>6</sup>または所有することとなる当社の株券等およびその者の特別関係者<sup>7</sup>が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合<sup>8</sup>の合計

のいずれかが、20%以上となる者（以下「特定株式保有者」といいます。）による当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けもしくはこれらに類似する行為またはその提案とします（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。このような買付け等を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。）。

1. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
2. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じとします。
3. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいいます。以下同じとします。
4. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じとします。
5. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下iiにおいて同じとします。
6. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいいます。以下同じとします。
7. 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
8. 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。

②本プランの開示および大量買付者に対する情報提供の要求

当社は、本プランについて株式会社東京証券取引所の定める諸規則に基づき適時開示を行うとともに、当社のホームページ (<http://www.sk-kaken.co.jp>) に本プランを掲載しました。

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）および本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明を、日本語で記載した買付提案書を提出していただきます。

なお、買付提案書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを下記④に定める独立委員会に提供するものとします。大量買付者から提供していただいた情報では、当該大量買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途要求する追加の情報を、大量買付者から日本語で提供していただきます（ただし、当社取締役会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容および性質等に鑑み、株主の皆様が買収の是非を適切に判断し、当社取締役会が評価・検討等を行うために必要な水準を超える追加情報提供の要求を行わないこととします。）。

- i. 大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容、および当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。）
- ii. 大量買付者およびそのグループが現に保有する当社の株券等の数、並びに買付提案書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況
- iii. 大量買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。）を行うことその他の目的がある場合には、その旨および概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）、方法および内容（大量買付行為による取得を予定する当社の株券等の種類および数、大量買付行為の対価の額および種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性並びに大量買付行為の実行の可能性等を含みます。）
- iv. 大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実および仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含みます。）の概要

- v. 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的な提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- vi. 大量買付行為後の当社グループの経営方針、経営者候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策および資産活用策（ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が残存しない100%の現金買収の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとします。）
- vii. 大量買付行為後の当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針
- viii. 大量買付行為のために投下した資本の回収方針
- ix. 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）および関連性が存在する場合にはその内容
- x. その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者が出現したことを当社取締役会が認識した場合はその事実について、また、買付提案書または追加情報を受領した場合はその受領の事実について、速やかに株主の皆様へ情報開示を行います。大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、株主の皆様のご判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部または一部につき株主の皆様へ情報開示を行います。

### ③ 当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書に記載される本必要情報につき、株主の皆様へ買収の是非を適切にご判断いただき、当社取締役会の評価・検討等を行うために必要な水準を満たすものであると判断した場合（大量買付者による情報提供が不十分であるとして当社取締役会が追加的に提出を求めた本必要情報が提出された結果、当社取締役会が買付提案書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合を含みます。）の旨並びに下記の取締役会評価期間の始期および終期について、速やかに大量買付者および独立委員会に通知し、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。当社取締役会は、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日以内（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社のすべての株券等の買付けの場合）または90日以内（その他の大量買付行為の場合）（かかる60日以内または90日以内の期間を、以下「取締役会評価期間」といいます。）に、必要に応じて当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、下記④に定める独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らないこと等、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動に関する決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（当初の取締役会評価期間の満了日の翌日から起算します。）延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間およびその具体的期間が必要とされる理由について、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。

大量買付者は、この取締役会評価期間の経過または下記⑥iiiに定めるとおり当社取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従って行う当社取締役会の決議後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、下記⑦に定める不発動決定通知を受領した場合、大量買付者は、同通知を受領した翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

#### ④独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、並びに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保または向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。

なお、本プラン導入時の独立委員会の委員は、社外取締役1名及び社外監査役2名により構成される予定であり、現時点で選任が予定されている委員の氏名および略歴は、別紙1「独立委員会委員の氏名および略歴」のとおりであります。独立委員会規則の概要は、別紙2「独立委員会規則の概要」のとおりであります。また、独立委員会の判断の概要については、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。

#### ⑤対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するに当たっては、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得たうえで、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、

独立委員会による勧告を最大限尊重するものとします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役全員を含む当社監査役全員の賛成を得たうえで、当社取締役会全員の一致により発動の決議をすることとします。当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様へ情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、当該大量買付者および当該大量買付行為の具体的内容並びに当該大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等したうえで、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

さらに、下記⑥ iii に定めるとおり、下記⑥ ii の場合で、当社取締役会が大量買付行為に対する対抗措置を発動するか否かの判断を行うにあたり、株主の皆様意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様意思を確認するための株主総会を開催することもできるものとします。

#### ⑥ 対抗措置の発動の条件

- i. 大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行いましたまたは行おうとする場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行いましたまたは行おうとする場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであるとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保または向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることとします。

- ii. 大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いましたまたは行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いましたまたは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いましたまたは行おうとする場合であっても、当社取締役会が、

大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると認めた場合には、取締役会評価期間の開始または終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものに該当すると考えます。

- (i) 高値買取要求を狙う買収である場合
- (ii) 重要な資産・技術情報等を廉価に取得するなど、会社の犠牲のもとに大量買付者の利益実現を狙う買収である場合
- (iii) 会社資産を債務の担保や弁済原資として流用することにより、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
- (iv) 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的に高配当をさせるか、一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙って高値で売り抜けることにより、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
- (v) 当社の株券等の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切な買収である場合
- (vi) 最初の買付けで全株券等の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付けを行うなど、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合
- (vii) 大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合
- (viii) 大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合
- (ix) 前各号のほか、以下のいずれも満たす買収である場合
  - a. 当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
  - b. 当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益が著しく害されることを回避することができないかまたはそのおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合

### iii. 株主総会の開催

上記 ii のとおり、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合には、当社取締役会

は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に対する対抗措置発動の是非を決議することを原則としますが、大量買付者による大量買付行為の内容、株主総会の開催に要する時間等諸般の事情を考慮の上、法令および当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当社取締役会は、株主総会を招集し、出席株主（議決権行使書により議決権行使を行う株主を含みます。）の皆様議決権の過半数の賛成をもって、対抗措置の発動に関する株主の皆様意思を確認することができるものとします。当社取締役会は、株主総会の開催を決定した場合、速やかに当該決定を行った事実およびその理由を株主の皆様に対して情報開示するとともに、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集するものとします。

また、当社取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動に関して、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従うものとします。

なお、大量買付者は、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従って行う当社取締役会の決議がされるまでの間、大量買付行為を開始してはならないものとします。

⑦ 当社取締役会による対抗措置の発動・不発動に関する決定

当社取締役会は、上記⑥ i または ii のいずれの場合も、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、また、上記⑥ ii の場合で、かつ、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様意思を確認するために株主総会が開催された場合には、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従って、対抗措置の発動または不発動に関する決定を行います。

当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動の決定を行った場合、速やかに当該決定の概要、上記株主総会の決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、大量買付者に通知（不発動の決定に係る通知を、以下「不発動決定通知」といいます。）し、株主の皆様へ情報開示を行います。大量買付者は、取締役会評価期間経過後または上記⑥ iii に定めるとおり当社取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従って行う当社取締役会の決議後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、当社取締役会から不発動決定通知を受領した場合には、大量買付者は、同通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

⑧ 当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を発動すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為に係る条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合等、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に諮問したうえで再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または中止に関する決定を行うことができます。また、この場合にも、株主の皆様意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについ

て株主の皆様意思を確認するための株主総会を開催することができるものとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動または中止に関する決定を行った場合、速やかに当該決定の概要、上記株主総会の決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、大量買付者に通知し、株主の皆様へ情報開示を行います。

#### (4) 対抗措置の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、別紙3「新株予約権の要項」に従った本新株予約権の無償割当てを行います。本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における、最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は1円であり、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して、1株以下で当社取締役会が定める数（調整がされる場合には調整後の株数）の当社普通株式が交付されます。なお、当社は、本新株予約権の行使がなされた場合に、当該本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、適用法令に従い端数の処理を行います。

ただし、特定株式保有者およびその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとします。また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件のもとで特定株式保有者およびその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。なお、当社は一定の条件のもとで本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

さらに、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

上記(1)に記載のとおり、本新株予約権の無償割当てのほか、会社法およびその他の法令上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることがあります。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を発動した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。

#### (5) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本総会の終結の時から平成31年3月期に関する当社定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を踏まえ、本プランの技術的な修正または変更を行う場合があります。なお、本プランは平成28年5月10日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後、法令の新設または改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ、本プランの基本的な考え方に反しない範囲で、適宜本プランの文言を読み替えることとします。

本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示します。

また、平成31年3月期に関する当社定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行ったうえで、本プランの継続、更新の可否または新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

### 3. 株主および投資家の皆様への影響

#### (1) 本プランの導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、対抗措置自体は発動されませんが、株主および投資家の皆様の法的権利または経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

#### (2) 本新株予約権の無償割当ての実施により株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が定める数の割合により無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記(4)②に記載の手段により、本新株予約権の要項に従い本新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手段を行った場合、本新株予約権の要項に従い本新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社普通株式を受領することとなり、その保有する株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後に、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止または無償割当てされた本新株予約権を無償で取得する場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じませんが、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

- (3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、特定株式保有者およびその関係者の法的権利または経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、特定株式保有者およびその関係者以外の株主および投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、本新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使または本新株予約権の当社による取得の結果、株主の皆様が当社普通株式が交付される場合には、株主の皆様が振替口座に当社株式が記録されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

- (4) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続等

①本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除きます。）等の必要事項並びに株主自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が行使期間中にこれらの必要書類を提出したうへ、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき1株以下で当社取締役会が定める数（調整がされる場合には調整後の株数）の当社普通株式が交付されることとなります。

なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される当社普通株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点にご留意ください。

②当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項ごとに、取締役会の決議を行い、かつ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施したうへで、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。

なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株式保有者またはその関係者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、行使の方法および当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が当社取締役会において決定された後、株主の皆様の開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

IV 本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由）

当社取締役会は、以下の理由により、本プランが、上記Ⅰの基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

1. 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性確保の原則」）を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。

なお、本プランは、平成20年6月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

2. 企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として導入されていること

本プランは、上記Ⅲに記載のとおり、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に関する提案に応じるべきか否かを株主の皆様にご判断いただき、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保または向上することを目的として導入されるものです。

3. 株主意思を重視するものであること

本プランは、導入に当たり株主の皆様意思を適切に反映させる機会を確保するため、本総会において株主の皆様からご承認をいただくことを条件として導入されます。上記Ⅲ 2. (2)に記載のとおり、本総会において本議案をお諮りし、本議案が承認されない場合、本プランは導入されません。さらに、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの導入だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動の判断を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の発動

条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。加えて、上記Ⅲ 2. (3) ⑥に記載のとおり、当社取締役会は、本プランに従った対抗措置の発動に関する決議に際して、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、株主総会を開催し、株主の皆様意思を確認することとしております。したがって、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

#### 4. 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、上記Ⅲ 2. (3) ④に記載のとおり、本プランの導入に当たり、当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置しています。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、同委員会の判断の概要については、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行うこととされており、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

#### 5. 合理的な客観的要件を設定していること

本プランは、上記Ⅲ 2. (3)に記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

#### 6. 独立した地位にある第三者専門家の助言を取得できること

本プランは、上記Ⅲ 2. (3) ③および⑤に記載のとおり、大量買付者が出現した場合、取締役会および独立委員会が、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされています。これにより、取締役会および独立委員会による判断の公正性および合理性がより強く担保される仕組みが確保されています。

#### 7. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ 2. (5)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとされており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社は期差任期制度を採用していないため、本プランは、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

(別紙1)

独立委員会委員の氏名および略歴

本プラン導入当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

ながさわ けいぞう  
長澤 啓三

略歴： 昭和44年5月 尼崎市役所入庁  
平成14年4月 尼崎市企画財政局中央支所課長補佐  
平成19年4月 尼崎市企画財政局園田地域振興センター嘱託職員  
平成20年6月 当社監査役  
平成23年6月 当社常勤監査役  
平成27年6月 当社取締役就任（現任）

なお、長澤啓三氏は社外取締役であり、当社と特別の関係はありません。

ほんりゅう ひろみち  
本竜 坦道

略歴： 昭和45年4月 株式会社大阪銀行入行（現 株式会社近畿大阪銀行）  
平成11年6月 同行資金証券部長  
平成15年6月 近畿大阪信用保証株式会社常勤監査役  
平成20年7月 株式会社春日井管理本部長  
平成25年1月 ウィズソフト株式会社グループ経営企画室長  
平成26年2月 宝菱産業株式会社企画部長（現任）  
平成27年6月 当社監査役就任（現任）

なお、本竜坦道氏は社外監査役であり、当社と特別の関係はありません。

ふるこし こうじ  
古越 浩二

略歴： 昭和49年4月 株式会社大阪銀行入行（現 株式会社近畿大阪銀行）  
平成14年6月 同行本町営業部部長  
平成17年10月 廣川株式会社総務部長  
平成22年1月 同社取締役総務部長  
平成27年10月 同社取締役（現任）

なお、古越浩二氏は本総会における当社の社外監査役候補者（本総会招集ご通知41頁ご参照）です。また当社と特別の関係はありません。

(別紙2)

#### 独立委員会規則の概要

- 第1条 当社は、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策、以下「本プラン」という。）の導入・更新に伴い、独立委員会を設置する。独立委員会は、取締役会の諮問により、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動に関する勧告を行い、取締役会の判断の公正性および中立性の確保に資することを目的とする。
- 第2条 独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、以下の条件を満たした者の中から選任する。選任された委員は、就任に当たり原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結する。
- ① 現在または過去において当社、当社の子会社または関連会社（以下併せて「当社等」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下同じ。）または監査役（社外監査役は除く。以下同じ。）等となったことがない者
  - ② 現在または過去における当社等の取締役または監査役等の一定範囲の親族でない者
  - ③ 当社等と現に取引のある金融機関において、過去3年間取締役または監査役等となったことがない者
  - ④ 当社等との間で一定程度以上の取引がある取引先において、過去3年間取締役または監査役等でない者
  - ⑤ 当社等との取引先ではなく、当社等との間に特別の利害関係のない者
  - ⑥ 企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者）
- 2 委員の選任および解任は、取締役会の決議により行う。ただし、委員の解任を決議する場合、出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。
- 3 委員の任期は、第1項第2文に定める契約に別段の定めがない限り、平成28年3月期に関する定時株主総会の終結の時（ただし、本プランの期間中に選任された委員については、選任の時）から、平成31年3月期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 第3条 独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容を、その理由を付して取締役会に勧告する。取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。
- ① 大量買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か
  - ② 買付提案の内容が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するか否かの決定並びに対抗措置の発動または不発動
  - ③ 対抗措置の中止
  - ④ ①ないし③のほか、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項
  - ⑤ 本プランに関して取締役会が独立委員会に諮問した事項
  - ⑥ 取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- 第4条 独立委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該委員を除いた委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
- 第5条 独立委員会は、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
- 第6条 取締役会は、その決議により、独立委員会を招集することができる。
- 第7条 取締役会は、独立委員会が審議を行うに当たって必要であると認める場合には、取締役1名を独立委員会に出席させ、必要な事項に関する説明を行う機会を与えるよう独立委員会に求めることができる。
- 第8条 独立委員会は、取締役会の要請に応じ、勧告を行う理由およびその根拠を説明しなければならない。

(別紙3)

#### 新株予約権の要項

1. 割当対象株主  
本要項記載の新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）において定める一定の日（以下「割当期日」という。）における最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で、新株予約権を割り当てる。
2. 発行する新株予約権の総数  
割当期日の最終の当社普通株式の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）と同数以上で当社取締役会が定める数とする。
3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日  
本新株予約権無償割当て決議において定める日とする。
4. 新株予約権の目的である株式の種類および数
  - ① 新株予約権の目的である株式の種類  
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
  - ② 新株予約権の目的である株式の数  
新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1株以下で当社取締役会が定める数とする。  
ただし、第5項により、対象株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後対象株式数に応じて調整される。
5. 新株予約権の目的である株式の数の調整
  - ① 当社が、割当期日後、当社株式の分割もしくは併合または合併もしくは会社分割等を行う場合、それらの条件等を勘案し、適宜対象株式数の調整を行うものとする。
  - ② 対象株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめその旨およびその事由、調整前の対象株式数、調整後の対象株式数およびその適用の日その他必要な事項を各新株予約権者に書面により通知または定款に定める方法により公告する。ただし、適用の日の前日までに上記の通知または公告を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

6. 新株予約権の払込金額  
無償とする。
7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産（金銭とする。）の価額（以下「行使価額」という。）は、1 円とする。
8. 新株予約権の行使期間  
本新株予約権無償割当て決議において定める日を初日（以下「行使期間開始日」という。）とし、本新株予約権無償割当て決議において定める期間とする。ただし、第10項に基づき当社が新株予約権を取得する場合には、当社が当該取得を通知または公告した日から当該取得日までの期間、新株予約権を行使することはできない。行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその翌銀行営業日を最終日とする。
9. 新株予約権の行使の条件
  - ① 本要項において、次の語句は、別段の定めのない限り以下に定める意味を有するものとする。
    - a. 「特定株式保有者」とは、当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為の結果、
      - I 当社の株券等の保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計
      - II 当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為を行う者が所有または所有することとなる当社の株券等およびその者の特別関係者が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合の合計のいずれかが、20%以上となる者をいう。
    - b. a. I において「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じ。a. II において「株券等」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。
    - c. 「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。
    - d. 「保有」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいう。
    - e. 「株券等保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。

- f. 「所有」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいう。
  - g. 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
  - h. 「株券等所有割合」とは、金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。
- ② 以下に定める者は新株予約権を行使することができない。  
特定株式保有者、その共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）、もしくはその特別関係者またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配されもしくはこれらの者が共同して支配し、これらの者と共同して行動する者と当社取締役会が判断した者（ただし、その者が当社の株券等を取得または保有することが当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害さないと当社取締役会が認めた者は、これに該当しないこととする。）
  - ③ 上記②の規定に従い、新株予約権者が新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとする。
  - ④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

#### 10. 当社による新株予約権の取得

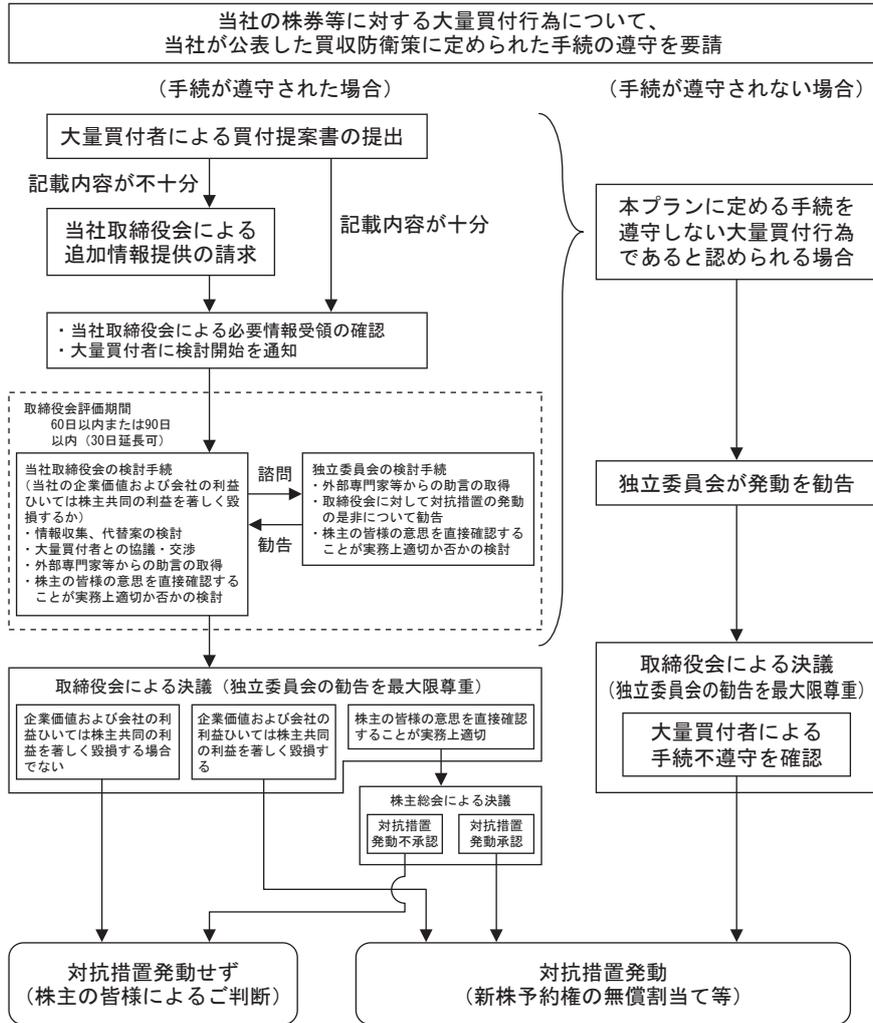
- ① 当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日（ただし、当社取締役会がこれに代わる日を定めたときは当該日）の翌日以降行使期間開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会が定める日をもって、無償で新株予約権全部を取得することができる。
- ② 当社は、第8項の新株予約権の行使期間が終了する時までの間で当社取締役会が定める日において、新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式と引換えに、第9項に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得することができる。

11. 新株予約権の行使または当社による取得により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の株主総会における議決権行使  
当社が定める基準日後に、新株予約権の行使または当社による新株予約権の取得によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。
12. 新株予約権の譲渡に関する事項  
新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認を要するものとする。
13. 合併、会社分割、株式交換または株式移転の場合における新株予約権の交付およびその条件  
本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する。
14. 新株予約権証券の不発行  
新株予約権証券は、発行しない。
15. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金および資本準備金  
新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額は、本新株予約権無償割当て決議において定める額とする。
16. 新株予約権の行使請求および払込みの方法  
新株予約権を行使しようとするときは、所定の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除く。）等の必要事項並びに株主自身が新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとする。）に必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、必要に応じて別に定める新株予約権の行使に要する書類並びに会社法、金融商品取引法およびその関連法規（日本証券業協会および本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下「添付書類」という。）を第8項に定める期間中に払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。

17. 新株予約権行使の効力発生時期等  
新株予約権の行使の効力は、第16項の行使請求書および添付書類が払込取扱場所に到達し、かつ行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所に入金された時に生じるものとする。
18. 法令の改正等  
新株予約権の無償割当て後、法令の制定、改正または廃止により、本要項の条項に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定、改正または廃止の趣旨および文言を勘案のうえ、本要項の条項を合理的に読み替えるものとする。

以 上

(ご参考) フローチャート  
当社株券等の大量買付行為開始時のフローチャート

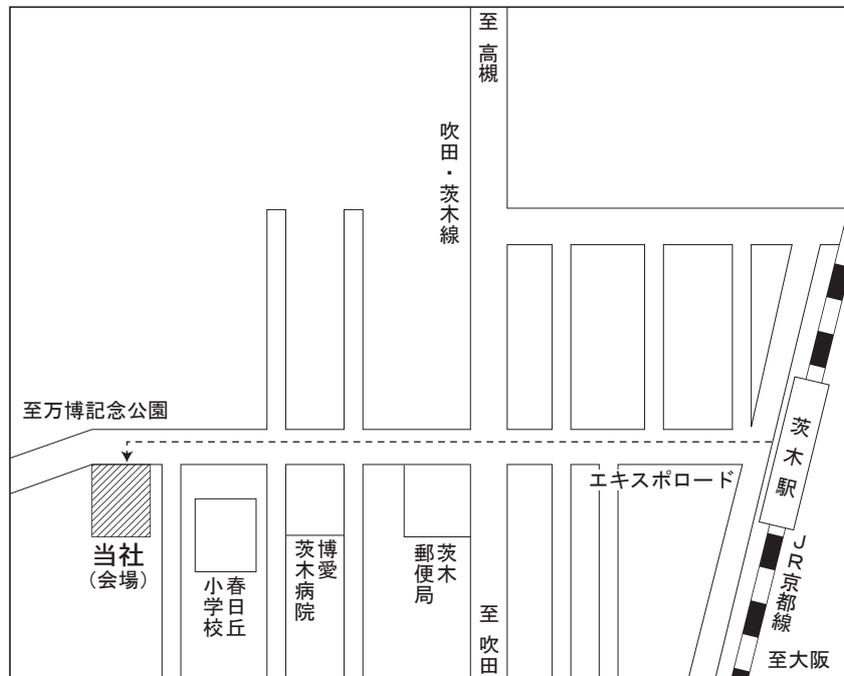


(注) 本フローチャートは、本プランの手続の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照ください。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

大阪府茨木市中穂積3丁目5番25号 当社本社会議室  
電 話 072 (621) 7720 (代表)



《交通》 JR京都線（東海道本線） 茨木駅下車、西口へ出て徒歩約10分。